

科学者委員会の報告と意見交換会 参加：74 名

日時；9 月 9 日(金)13:30～16:30 会場；日本食品衛生センター研修室



【開催目的】

「機能性表示食品制度」を健全に発展させていくために、
☆ASCON 科学者委員会の評価活動の意義と課題は？
☆事業者の取組みの課題は？
☆制度上の課題は？
☆取組みを広げる上での課題は何か？
を、さまざまな立場から意見を出しあい、対話し、学びあう。



【報告とコメント】 コーディネーター：阿南 久

◇「科学者委員会からの報告」

鈴木 勝士 氏 (ASCON 科学者委員会副委員長)

◇「機能性表示食品制度に対する当社の取組みについて～受託製造メーカーの立場から～」

神谷 智康 氏 (株式会社東洋新薬 研究開発部マネージャー)

◇「機能性表示食品制度～事業者の取組みのご紹介～」

齊藤 典子 氏 (味の素株式会社ダイレクトマーケティング部)

◇「機能性表示食品に関する事業者としての取組み」

田嶋 修 氏 (キリン株式会社品質保証部信頼性保証室)

◇コメント「機能性表示食品の安全性」

唐木 英明 氏 (公益財団法人食の安全・安心財団理事長 東京大学名誉教授)

◇コメント「制度をどう見直すべきか～現状の課題から考える」

森田 満樹 氏 (消費生活コンサルタント FOOCOM ASCON 理事)

ASCON 科学者委員会は、本年 5 月 1 日、届出された A1 から A80 までの製品のうちの 79 製品についての評価結果を公表しました(2 製品については 6 月 15 日)。

鈴木氏は、評価の目的、「評価基準」、今回の評価結果の総括について報告するとともに、今後

の評価の進め方や今後の課題について説明し、事業者に対し「チェックリスト」に基づいて情報提供していただくよう協力を求めました。

事業者3社からは、それぞれの制度に対する実際の実践ととも、消費者からの反応や、科学者委員会の評価事業に対する意見、届出における課題に対する問題意識などについてご報告いただきました。

その後、コメンテーターのお二人から、「機能性表示食品の安全性確保」や、制度の見直しに向けた課題などについて問題提起がありました。

【ディスカッションの概要】

科学者委員会の評価基準について、事業者から、「成人」の定義や、「疾病」に罹患していない者の判断、科学的根拠の程度（A・B・C）についての問題提起があり議論しました。

特に「根拠の程度」について、一般消費者には、「A」の方が有効性が高いといった受け止め方をされる可能性が高く、そこを工夫して正しく伝えていくためにはどうしたらよいか活発な議論になりました。

この中では、「A・B・C」ではなく他の方法を考えるか、分かりやすい寸評を加えてはどうかといった意見や提案も出されました。

そのほか、安全性についての評価を重視すべきであり、そのためにも事故情報収集の体制整備が必要であるといった意見や、中小事業者が相談することができる場の必要性、事業者によって届出情報のレベルがバラバラであることへ対策の必要性など、意見が多く出され、今後の制度見直しにつながる議論になりました。

【参考】唐木氏のプレゼン資料より

摂取実績による安全性評価

- 被害が出なければ安全 = 被害が出て初めて分かる
- 被害が分かるまでに長い期間と多くの被害者が出る可能性がある
- その欠点を補うのが「健康被害の情報収集体制」
機能性表示食品に毒性がありうる
あった場合には素早くその情報を収集する
原因が分かっていたら対処が早い
水俣病や殺菌剤は原因不明のため対処が遅れた
- 「機能性表示食品に毒性がありうる」ことに注意！

KARAKI 2016

5

【参考】森田氏のプレゼン資料より

届出内容で明らかになったこと 【情報の問題】

- ⑤ 品質にばらつきがある
→検証事業で明らかに
- ⑥ 一般向け公開情報がわかりにくい
→セカンドオピニオン事業で情報提供
- ⑦ 医薬品との相互作用が伝わらない
- ⑧ 広告表現に問題あり、消費者の誤認を招く
→2016年6月30日 消費者庁が留意事項を発表



* 消費者への情報開示や説明が不十分で、消費者は選べない

14

ASCN科学者委員会の評価(基準とA1~79製品の最終判定結果)		3
科学者委員会評価基準		判定結果(製品数)
A	有効性について十分な科学的根拠がある (5報以上のRCT論文やシステマティックレビューで有効の判定がある場合)	16
B	有効性についてかなりの科学的根拠がある (RCT論文が2報以上あり、有効の判定が多数の場合、あるいは最終製品でのRCTが1報の場合)	40
C	有効性についてある程度の科学的根拠がある (RCT論文が1報のみ、あるいは2報以上で有効と無効が拮抗する場合)	15
見解不一致	有効性について科学的根拠に達するための追加の資料/説明が必要な場合には判定を保留して、企業からの回答を待って最終判定を行う。もし企業からの回答が不十分であると判断した時には、評価判定を「見解不一致」のままとし、意見交換の内容を公表する。	8 ※ 6/15・2製品追加